

弁護士知財ネット

平成 24 年版知財高裁判例集判例検討会

042 中国世界遺産事件

平成 26 年 6 月 24 日 (第 16 回)

聖法律事務所 井奈波 朋子

原審	東京地裁平成 23 年 7 月 11 日判決 (一部認容) 平成 21 年 (ワ) 第 10932 号 損害賠償請求事件 http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110907134400.pdf 大須賀滋・小川雅敏・森川さつき
控訴審	知財高裁平成 24 年 2 月 28 日判決 (原判決変更) 平成 23 年 (ネ) 第 10047 号 損害賠償請求控訴事件 (上告受理申立て) http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120301104620.pdf 飯村敏明・八木貴美子・知野明
判例評釈掲載文献	木棚照一・ジュリ 1446 号 122 頁、横溝大・法セ増 (新判例解説 Watch) 13 号 295 頁、岡邦俊・JCA ジャーナル 59 巻 7 号 86 頁、木棚照一・発明 110 巻 3 号 52 頁

第 1 事案の概要

1 当事者

原告：中視传媒股份有限公司

中華人民共和国法人。

中国国営放送「中国中央電視台」(以下「CCTV」)のグループ会社。

事業内容は、CCTVで放送される番組や映像の製作・販売等。

被告：(株) 小学館

2 訴訟物・請求原因—不法行為に基づく損害賠償請求

①原告は、CCTVの放送用として製作された「中国世界自然文化遺産」(以下「本件各原版」)と題する記録映画の著作権を有する。なお、控訴審にて、原告は、本件各原版

の著作権は、原告でなく、元純社にあると主張。

②被告の製作・販売に係る「中国の世界遺産」（以下「被告各 DVD」）と題するDVDは、当該記録映画を複製又は翻案したものである。

③損害額は、マスターテープ供給の対価 2205 万円+425 万円 (@3800 円×10%×11,200 本) +260 万円弁護士費用 10%=2890 万 6000 円（この一部請求として 2500 万円）

④控訴審にて、原告は、不当利得返還請求の主張を追加。

なお、本件各原版と被告各 DVD との類似性、依拠性については争いがない。

本件各原版は、第 1 巻～第 7 巻からなり、平成 14 年～15 年に、CCTV の放送用として製作。被告各 DVD は、第 1 巻～第 7 巻からなり、1 本 3800 円（税抜き）で販売。第 5 巻以外の動画映像・音楽・ナレーションを除く音声は全く同一。違いは、被告 DVD では、5 巻のうち一部が削除され、一部が追加されている点と、オープニング映像、日本語のナレーションとテロップの付加された点。

3 本件訴訟に至る経緯

原告

↓ 平成 15 年 6 月 27 日本件基本個別協議書⇒本件各原版の複製について代理権授与

卓倫社

↓ 平成 15 年 6 月 4 日本件意向協議書⇒本件各原版の発行権授与

↓ 平成 15 年 8 月 12 日合意解除／平成 17 年 5 月 24 日本件終了協議書

GMG

↓ 代理権授与？

プレシャス

↓ 平成 16 年 3 月 15 日本件原版供給契約⇒本件各原版の小売りを許諾

被告

被告各 DVD 発行

平成 13 年 12 月および 平成 14 年 7 月	原告・北京卓倫影視文化發展有限公司（以下「卓倫社」）間で記録映画製作協議書（以下「本件委託協議書」）締結。原告は、本件各原盤を卓倫社に製作委託。
平成 14 年～15 年	卓倫社が本件各原版製作
平成 15 年 6 月 4 日	アメリカ合衆国法人 Global Management Group（以下「GMG」）、卓倫社および株式会社新天社（以下「新天社」）間で「番組代理発行販売に関する意向協議書」（以下「 本件意向協議書 」）を締結。
平成 15 年 6 月 27 日	原告・卓倫社間で「番組代理発行基本協議書」および「番組代理発行個別協議書」（以下「 本件基本個別協議書 」）締結。
平成 15 年 8 月 12 日	卓倫社と GMG、本件意向協議書を合意解除

	卓倫社→GMG、著作権が元純社（中国法人）に帰属したことから本件意向協議書の履行が困難になったことによる（控訴審）
平成 15 年 8 月 13 日	元純社→GMG、本件各原版の利用許諾（控訴審）
平成 15 年 9 月 5 日	GMG→原告、上記の合意解除を通知
平成 15 年 10 月 23 日	GMG代表者A→被告関連会社B→被告のルートで、本件各原盤の日本版DVDの製造販売を提案
平成 15 年 12 月 5 日	A→被告従業員C、本件各原版をダビングしたVHSテープ提示（以下「本件マスターテープ」）
平成 16 年 2 月 17 日	被告は被告各DVDの製作を決定
平成 16 年 3 月 15 日	被告・(株)プレシヤス間において「 本件原版供給契約 」締結 プレシヤス社は日本企業
平成 16 年 9 月 20 日	被告各 DVD の販売開始
平成 17 年 5 月 24 日?	原告、卓倫社および GMG 間で、「 本件終了協議書 」作成
平成 17 年 7 月 14 日	GMG 代表者が本件終了協議書に署名
平成 18 年 2 月 21 日	原告→被告 告知書（以下「本件告知書」）送付
平成 20 年 8 月 14 日	原告の質問書に対し被告が回答書送付
平成 21 年 4 月 3 日	本件訴訟提起

4 各契約書の内容

(1) 本件意向協議書

冒頭：本件協議書中の各代理授權事項と許可は、その他の付随協議書の中で別途取決めるものとする。

1. 1. (a)：「本番組」とは、授權側が提供する編集済みの完成されたテレビ番組「世界自然文化遺産」中国編（全二十八本）をいう。（※注：本件各原版を含む）
1. 1. (b)：「素材」とは、授權側が編集していない、「本番組」を制作するためのオリジナル資料をいう。
3. 1：「B J Z L」（※注：卓倫社）はここにGMGとSTS（※注：新天社）に代理として、全世界に向けて（中国大陸は除く）本番組を発行、販売、放映する権利を授權する。
3. 2：「B J Z L」はここにGMGとSTSに代理として、本番組の素材を利用して番組を改編し、全世界に向けて（中国大陸は除く）改編番組を発行、販売、放映する権利を授權する。
3. 3：「B J Z L」はGMGとSTSの代理として授權するが、本番組及び本番組の素材を利用して改編した番組から派生したすべての既知または未知の関連製品には以下のものが含まれるが、それに限るものではない。即ち音声映像製品（DVD/VCD/VHS/CD/CD-R）、印刷出版製品、キャラクター商

品、宣伝商品などを全世界に向けて（中国大陸は除く）発行、販売をする権利。

4. 3 : B J Z L の提供する本番組は・・・デジタル方式の中国語ナレーション版、字幕／ナレーションなしの P A L . N T S C 方式版とアナログテープ中国語ナレーション版、字幕／ナレーションなしの P A L . N T S C 方式版・・・を提供する。
5. 1 : B J Z L が G M G , S T S に対して代理授権した本番組、素材の期限は〔六〕年とする。具体的な開始時期については、各付随協議書で確定する。
5. 2 : G M G , S T S のいかなる第三者に対して行う授権は、B J Z L の G M G , S T S に対する授権有効期限内であること
20. 1 : 相手方の書面での同意なしで、いかなる一方も本協議書下の権益を第三者に譲渡してはならない

(2) 本件終了協議書

前文(1) : 原告と卓倫社とは、平成15年6月27日、本番組に関する本件基本個別協議書を締結し、中国大陸を除く地域における本番組及びその改編番組の発行に関して、卓倫社が原告を代理している

前文(2) : 卓倫社と G M G 及び新天社とは、同月4日、本番組に関する「番組放映権の発行販売の授権に関する協議書」（以下「本件授権協議書」）及び本件意向協議書を締結し、卓倫社が G M G 及び新天社に対して全世界（中国大陸を除く。）において本番組及びその改編番組を発行する権利を付与している

前文(3) : 各当事者は、本件基本個別協議書、本件授権協議書及び本件意向協議書を期限前に終了させる予定である

1 条 : 原告及び卓倫社は、本件終了協議書の締結日をもって本件基本個別協議書を期限前に終了させることに同意し、卓倫社及び G M G は、本件終了協議書の締結日をもって本件授権協議書及び本件意向協議書を期限前に終了させることに同意する

3 条 : 本協議書に定める内容を除き、基本協議書、個別協議書、授権協議書及び意向協議書の終了日以降において、これらに基づく本件番組に関する一切の授権は直ちに終了する。本番組に関するすべての著作権及び本番組のすべての派生製品に関する著作権はいずれも原告の所有に帰する。

4 条 : 本件基本個別協議書、本件授権協議書及び本件意向協議書の終了日から5日以内に、卓倫社及び G M G は、本番組（改編番組を含む。）の各種コピー、素材及び関係資料を廃棄し、又は原告に返却すること、ただし、原告は、G M G が本件各原版の中国語マスターテープを適切に保有することに同意する。

5 条 : 各当事者は、本件基本個別協議書、本件授権協議書及び本件意向協議書の既に履行済みの部分及び本件終了協議書8条による履行予定部分（本件各原版）に関

して、GMGが原告に19万6000米ドルの許諾料を直接支払い、原告が上記の許諾料を受け取った後15日以内に、卓倫社に許諾料の30%に当たる48万5688人民元の代理費を支払うことに同意する

6条：GMGは、平成16年3月に上記の19万6000米ドルのうち8400米ドルを原告に支払っており、その余の18万7600米ドルについては、本件終了協議書が締結され、正式な契約文書を実際に受領した後15日以内に、原告の口座に送金する

8条：各当事者は、GMGが本件終了協議書6条の定めに基づき、所定の期限までに残高18万7600米ドルの許諾料の支払を完了させた後、本件各原版につき、GMGが日本国内における音声・映像作品の独占的な発行権を所有し、授權期間を同月22日から平成22年3月21日とすることに同意する

15条：本件終了協議書は、すべての当事者が署名・押印し、かつ、本件終了協議書のすべての頁に割り印を押捺した時点で効力を生じる

(3) 本件原版供給契約

1条①②：本件各原版について、「映像素材を編集し、完全パッケージとして製作され、日本等での統括的に実施する権利を、中国中央電視台等から、平成15(2003)年8月に、授權された」GMG及びAの承諾を得て、GMG及びAからプレシャス社が販売権遂行事務を委託された

4条1項：GMGを代理したプレシャス社が、被告に対し、本件各原版に関して「日本国内における小売り及びレンタル」を行うことを許諾

5条：被告が本件各原版を「ビデオパッケージとして複製・頒布するに当たって必要となる第三者の著作権、著作隣接権、肖像権等の権利処理については」はプレシャス社が処理済みである

8条：本件マスターテープの供給対価及びDVD、VHSビデオパッケージに複製・頒布するための許諾契約金として合計金2100万円（1巻について300万円の7巻分）及び消費税相当額の105万円の総合計2205万円を支払う

9条1項：被告が、プレシャス社に対し、小売価格（税抜き）×10%×実販売本数で計算した複製使用料（消費税別）を支払う

第2 争点

- ① 本件各原版の著作権の帰属
- ② 本件各原版の利用許諾の有無
- ③ 被告の過失の有無
- ④ 消滅時効の成否
- ⑤ 原告の損害額

裁判所は、争点に対する判断の前に、著作権法による保護と準拠法について、判断している。

第3 原審判決

1 著作権法による保護と準拠法について

(1) 著作権法による保護

日本・中国は、ベルヌ条約加盟国条約（ベルヌ条約）によりわが国が保護義務を負う著作物（著作権法6条3号）。映画の著作物について著作権を有する物を決定することは、保護が要求される国の法による（ベルヌ条約14条の2(2)(a)）。

(2) 準拠法

不法行為に基づく損害賠償請求については、原因タル事実ノ発生シタル地（法例11条1項）、加害行為の結果発生地または加害行為地（通則法17条、同法附則3条4項）である日本法。

利用許諾契約の成立および効力については、当事者の意思に従い、当事者意思が明らかでないときは行為地法（法例7条）。

本件意向協議書：準拠法合意あり。中国法

本件基本個別協議書：準拠法合意不明。行為地法である中国法

本件終了協議書：準拠法合意なし。行為地法である中国法

本件原版供給契約：準拠法合意なし。行為地法である日本法

2 争点① 著作権の帰属について

原告の著作権帰属を肯定

「以上に基づいて検討するに、原告は、卓倫社に対し、本件第5巻を除く本件各原版の制作を委託するとともに、原告の費用負担で制作設備を提供し、その作成費用を負担したと認められるから、原告は、本件第5巻を除く本件各原版の製作に発意と責任を有する者であって、映画製作者（著作権法2条1項10号）であると認めるのが相当である。また、本件第5巻は、CCTVのチャンネル10「探索・発現」の番組スタッフによって制作されたものであるが、原告が制作を委託したもので、他の本件各原版と同じ「中国世界自然文化遺産」のうちの1巻であり、他の本件各原版は原告が映画製作者であると認められることを考慮すると、原告は、本件第5巻の製作に発意と責任を有する者であって、映画製作者であると認めるのが相当である。

他方で、本件各原版については、その全体的形成に創作的に寄与した者（著作権法16条本文）は定かではない。しかしながら、中華人民共和国著作権法15条本文において、映画著作物の著作権は製作者が享有すると規定されており（甲16の1、16の

2) , 映画製作に参加する者はその著作権が製作者に帰属することを認識して参加していると推認される上、参加約束なくして映画製作に関与するとは考え難いのであるから、本件各原版的な全体的形成に創作的に寄与した者について参加約束があったものと認め、映画製作者である原告に本件各原版的な著作権が帰属した(著作権法29条1項)と認めるのが相当である(著作権法6条3号、ベルヌ条約5条(1)、14条の2(2)(a))。]

3 争点② 本件各原版的な利用許諾の有無

卓倫社とGMGとの間の利用許諾契約は、平成15年8月12日の本件意向協議書の合意解除によって終了していると認定し、「GMGは、本件原版的な供給契約当時、本件各原版的な利用権限を有していないから、被告が本件原版的な供給契約によって本件各原版的な利用許諾を得たとは認められない」と判断。

4 争点③ 被告の過失の有無

被告の過失を肯定

「(2) 以上に基づいて検討するに、第三者が著作権を有する著作物の利用について契約を締結する場合、当該契約の相手方が当該著作物の利用を許諾する権限を有しないのであれば、当該契約を締結しても当該著作物を利用することはできないのであるから、当該契約の当事者としては、相手方の利用許諾権限の有無を確認する注意義務があるというべきであり、これを怠って当該著作物を利用したときには、当該第三者に対する不法行為責任を免れないというべきである。

これを本件についてみるに、被告は、本件原版的な供給契約の締結当時、本件各原版的なについて、原告又は「中国中央電視台等」が著作権を有し、GMG又はプレシヤス社が著作権を有しないことを認識していたと認められるところ、被告が、原告又はCCTVに対し、GMG又はプレシヤス社の利用許諾権限を確認したことや、それ以外の方法で利用許諾権限を確認したことを的確に認めることができる証拠はない。

そうすると、被告には、本件各原版的な利用について過失があると認められるから、被告は、原告に対し、不法行為責任を負うというべきである。」

4 争点④ 消滅時効の成否

平成18年2月21日付け本件告知書時点で、損害および加害者を知ったと認定。訴訟提起時には、3年経過。被告がポニーキャニオンに販売したもののうち、平成18年8月17日販売分(100部)については、消滅時効認めず。

5 争点⑤ 原告の損害額

プレシヤス社との契約に、マスターテープの供給対価等として2205万円の支払い、お

よびマスターテープを複製・頒布する場合、小売価格（税抜き）×10%×実販売本数で計算した複製使用料を支払うことと規定されていたことから、3800円×25%を利用料相当額と認定。95,000円＋弁護士費用10,000円＝105,000円が損害

第4 控訴審判決—原判決変更

1 変更点

不当利得返還請求が追加されたことにより、知財高裁は、不当利得の準拠法について、原因事実発生地（通則法14条）である日本法と判断した上、被告がポニーキャニオンに対して平成16年9月以降売り上げた1万1100部（不法行為に基づく損害賠償請求の対象になった100部を除く）に対し、3800円×25%×1万1100部の計算により1054万5000円の不当利得を認め、認容。

2 その他の論点については、原判決を維持

過失については、次のように理由を追加した。

「また、被告は、①CCTVにおける『世界自然文化遺産』の制作主任（すなわち本件各原版の制作主任を意味する）Bが、被告各DVDの販売促進の激励のため、被告を表敬訪問したこと、②被告各DVDは、CCTVによって製作されたものとして、社団法人日中友好協会の推薦を受けていること、③被告は、Aから本件各原版の撮影状況を記載した『中国世界遺産渡航明細書』と題する書面を受領したこと、④被告は、GMGから、CCTVや元純社作成のレターを受領し、確認していたことから、GMGないしプレシヤス社が本件各原版の利用許諾権限を有していることについて、必要十分な確認を行っており、GMGないしプレシヤス社が本件各原版の利用許諾権限を有していなかったとしても、そのことについて過失はない、と主張する。

しかし、被告の上記主張は失当である。すなわち、①及び②については、仮に、そのような事実経緯が存在したとしても、GMG又はプレシヤス社の本件各原版の利用許諾権限が直ちに推認されるものではない。また、③については、『中国世界遺産渡航明細書』と題する書面（乙48）の作成経緯が判然としない上、これによりGMG又はプレシヤス社の本件各原版の利用許諾権限が推認されるものではない。さらに、④については、乙26ないし28、29の2は、CCTVの一部署である新影制作中心又は副台長名義で作成されたもの、乙30ないし32、34は、元純社ないしGMG名義で作成されたもの、乙38は、その作成経緯が判然としないものである上、上記各書面の内容からGMG又はプレシヤス社の本件各原版の利用許諾権限が直ちに推認されるものではない。

したがって、被告の上記主張は失当であって、被告は、GMGないしプレシヤス社の本件各原版の利用許諾権限について、必要十分な確認を行ったとは認められず、そのことに過失があったと認められる。」

第5 検討一過失の有無

本件と同様の判断を示した裁判例（東京地裁平成14年4月15日判決ホテルジャンキーズ事件）

「被告光文社は、本件出版契約において、被告森拓之事務所から、「被告森拓之事務所は、本著作物が他人の著作権その他の権利を侵害しないことを保証する。」との保証を得ていること、及び原告らは、本件掲示板に書き込みをする際、ハンドルネームを表記してあるだけであって実名を明らかにしていないため、原告らの許諾の有無を調査することは極めて困難であることから、被告光文社には、著作権侵害についての過失がない旨主張する。

しかし、同被告主張は以下のとおり失当である。すなわち、被告光文社が、被告森拓之事務所との間に、上記のような保証を内容とする契約を締結していても、原告らが転載を許諾したか否かを調査、確認する義務を免れるものではないというべきであり、また、原告らが本件掲示板にハンドルネームしか表示しておらず、原告らに直接に確認をすることが困難であるとしても、被告森拓之事務所に対して、原告らから許諾を得たことを示す資料の提供を求めるなどして原告らの許諾の有無を確認することは可能である。ところが、弁論の全趣旨によれば、被告光文社は、原告らの許諾の有無について全く調査、確認をしていないことが認められるから、被告光文社に著作権侵害について過失がないということはできない。」

金尾基樹「著作権侵害の損害賠償における固有の問題」別冊 NBL/No.139「知的財産権・損害論の理論と実務」185頁

「出版者・広告制作者あるいは放送事業者のように、広く著作物の利用を主たる業務とする者による違法複製物の利用行為に関しては、それらの利用行為は著作権侵害の被害を飛躍的に拡大するものである一方、出版者等はそのような行為により利益を受けており、侵害があった場合のリスクの分散が可能であることに鑑みて、出版者等に調査義務を認め、また事実上出版者等の側に無過失の主張立証責任の転換を認めるのが相当であるといった主張が有力になされており、裁判例上もおおむねそのような態度が示されている。（中略）なお、出版者等の過失を認めなかった裁判例として、石垣写真事件（控訴審）（仙台高判平成9・1・30）は、書籍出版の事業者が出版にあたって、著者から提供された原稿中の表現や掲載写真の一つひとつについて、著作権侵害の問題を生ずることの有無を調査、確認すべき義務があるとはいえないとした。しかし、そのような判断は主流的であるとはいえない」

三山裕三「著作権法詳説 判例で読む16章（第8版）」LexisNexis 481頁以下

「このように出版者が被告とされ訴訟を提起されることについて防禦する手立てはなく、かろうじて取りうる手段としては著者との間で契約を結んでおいて、その中で著者の著作物が他人の著作権を侵害していないことを保証させ、もし後日問題が発生した場合には、生じうる損害を補償してもらう旨の規定をおいておく位しか方法がない」

東京地裁平成7年5月31日判決ぐうたら健康法事件（百選103）も参照（出版者の過失を否定）